

# 特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書

平成 31 年 2 月 14 日

鈴 鹿 市

西日本電信電話株式会社

## 特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害発生時」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とする発信専用の公衆電話をいう。

### （通信設備機器の管理及び破損）

第3条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（端子盤、配管、引込柱等）を設置し、甲が所有する電話機を適切な場所に保管するものとし、乙が設置する引込線、保安器及び屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持管理に努めることとする。

2 乙が設置する前項の設備が甲の故意又は過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、修復に係る費用については、甲が負担するものとする。

### （特設公衆電話の設置場所及び電気通信回線）

第4条 乙は、特設公衆電話の設置場所及び電気通信回線数について、甲と協議の上、決定し、その旨を記載した書面を作成するものとする。

2 甲及び乙は、前項の文書を互いに保管するものとする。

### （特設公衆電話の移転、廃止等）

第5条 甲は、特設公衆電話の設置場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 甲は、特設公衆電話の設置場所の移転及び新たな設置場所に設置する場合は、第

3条及び4条に基づき行うものとする。

(特設公衆電話の利用の開始及び利用料)

第6条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始できるものとし、甲は乙に対し開始した場所の報告を行うものとする。

2 災害発生時における特設公衆電話の利用料は無料とする。

(特設公衆電話の利用)

第7条 甲は、特設公衆電話を設置した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第8条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を廃止した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の報告を行うものとする。

(設置場所の公開)

第9条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第10条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙に定める定期試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第11条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第10条に規定する定期試験及び第6条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。ただし、甲が行う防災訓練等における利用は可能とし、その場合の利用料は無料とする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(連絡体制等の整備)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡及び情報の責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

(情報の共有)

第 14 条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議事項)

第 15 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(表明保証)

第 16 条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本協定を解除することができる。

(1) 前項に違反したとき。

(2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為。

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

オ その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(有効期限)

第 17 条 本協定の有効期限は、本協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 31 年 2 月 14 日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

乙 三重県津市桜橋二丁目 149 番地  
西日本電信電話株式会社  
三重支店長